ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事
（電気設備工事）

図面目録

番号	図面名称	縮尺
E-00	表紙、図面目録	NS
E-01	電気設備　特記仕様書	NS
E-02	付近見取図・配置図	1/750
E-03	ふれあい文化センター新館　雷保護設備　２階平面図	1/200
E-04	ふれあい文化センター新館　雷保護設備　３階平面図	1/200
E-05	ふれあい文化センター新館　雷保護設備　R階平面図	1/200
E-06	ふれあい文化センター新館　雷保護設備　立面図	1/200
E-07	ふれあい文化センター新館　雷保護設備　機器詳細図	NS
E-08	ふれあい文化センター旧館　雷保護設備　１階平面図	1/100
E-09	ふれあい文化センター旧館　雷保護設備　３階平面図	1/100
E-10	ふれあい文化センター旧館　雷保護設備　R階平面図・機器姿図	1/100
E-11	ふれあい文化センター旧館　雷保護設備　立面図（1）	1/100
E-12	ふれあい文化センター旧館　雷保護設備　立面図（2）	1/100

発 注 者：春日市 経営企画部　経営企画課

設計監理：株式会社手島建築設計事務所

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

１級建築士登録大臣第 350116 号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事（電気設備工事）		図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
図名	表紙・図面目次	縮尺 A1:N/S A3:N/S	E／00 意・構・㊙・設	令和８年　月　日				

株式会社手島建築設計事務所
１級建築士事務所登録－福岡県知事登録第１－1499 号
１級建築士登録大臣第0194 号　手島　誠

電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

Ⅰ. 工 事 名 称　ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事（電気設備工事）

Ⅱ. 工 事 概 要

1. 工 事 場 所　福岡県春日市大谷６丁目２８番地ほか

2. 建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延面積（㎡）	防火対象物の種別	備 考
ふれあい文化センター新館	ＲＣ＋Ｓ造	地下１階・地上３階	建築図による	１６項（イ）	
ふれあい文化センター旧館	ＲＣ造	地下１階・地上３階	建築図による	１６項（イ）	

3. 工 事 種 目　（ ○印を付けたものを適用する ）

工事種目 ＼ 建物別	工事種別 ふれあい文化センター新館	ふれあい文化センター旧館		屋 外	備 考
・電 灯 設 備	一式	一式	一式		
・動 力 設 備	一式	一式	一式		
・電気自動車用充電設備	一式	一式	一式		
⊙雷 保 護 設 備	改修 一式	改修 一式	一式		
・受 変 電 設 備	一式	一式	一式		
・電 力 貯 蔵 設 備	一式	一式	一式		
・発 電 設 備	一式	一式	一式		
・構内情報通信網設備	一式	一式	一式		
・構 内 交 換 設 備	一式	一式	一式		
・情 報 表 示 設 備	一式	一式	一式		
・映像・音響設備	一式	一式	一式		
・拡 声 設 備	一式	一式	一式		
・誘 導 支 援 設 備	一式	一式	一式		
・テ レ ビ 共 同 受 信 設 備	一式	一式	一式		
・監 視 カ メ ラ 設 備	一式	一式	一式		
・防犯・入退室管理設備	一式	一式	一式		
・火 災 報 知 設 備	一式	一式	一式		
・中 央 監 視 制 御 設 備	一式	一式	一式		
・遠 隔 量 水 器 設 備	一式	一式	一式		
・	一式	一式	一式		
・	一式	一式	一式		
・構 内 配 電 線 路	一式	一式	一式	一式	
・構 内 通 信 線 路	一式	一式	一式	一式	
・	一式	一式	一式		

Ⅲ. 工 事 仕 様

1 適用仕様等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の仕様書による。

（１）「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（２）「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（３）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（４）「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（５）「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（６）「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（７）「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）」　国土交通省住宅局住宅総合整備課監修

年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
ただし、改定内容で発注仕様の変更又は工事価格の変更が生じる場合は、県担当者と協議すること。

2 補足基準等

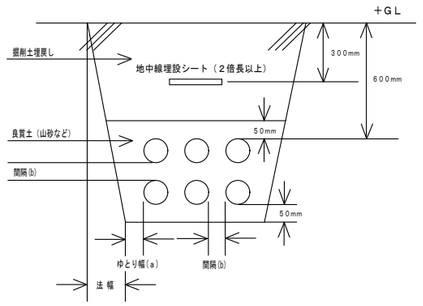
適用仕様等、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、以下の基準、指針、要領、標準図等による。

（１）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
（２）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
（３）「建築工事標準詳細図（建築工事編　令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
（４）「電気設備工事監理指針（令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（５）「機械設備工事監理指針（令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（６）「建築工事監理指針（令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（７）「建築改修工事監理指針（令和7年版）」　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（８）「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」　独立行政法人　建築研究所監修
（９）「建築工事安全施工技術指針・同解説」　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
（10）「建設廃棄物処理指針」　厚生労働省生活衛生局
（11）「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
　　厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省 水・大気環境局大気環境課
（12）「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」　環境省環境再生・資源循環局
（13）「建築工事の手引き」　福岡県建築都市部編集

年度内に最新版が発行された場合は、最新版に準じる。
ただし、改定内容で発注仕様の変更、又は工事価格の変更が生じる場合は、県担当者と協議すること。

3 特 記 仕 様

（１）該当する項目のみ適用する。
（２）特記事項のうち選択する事項は、○印のついたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
1. 機　材	この工事に使用する機材は、監督職員の承諾を受ける。 なお、材料及び製品については、地域産材の使用に努めること。 また、機材の選定に当たっては、グリーン購入法に適合したものを優先すること。
2. 電 気 工 作 物	・一般用電気工作物　　⊙事業用電気工作物
3. 電 気 保 安 技 術 者	電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。
4. 工事に必要な資格 （建設業法に関することを除く）	この工事に必要な資格（電気工事士等）を有する者を従事させること。
5. 官公庁その他への手続き	この工事に必要な官公署その他の関係機関への諸手続等は、これに必要な資機材、労務、及び費用を受注者の負担にて速やかにおこない、その検査に合格すること。
6. 監督員事務所	⊙設けない　　・設ける（備品については監督員の指示による。）
7. 工事用電力・水 その他	本工事に必要な工事用電力（仮設電力及び試運転調整用電力等を含む）・水及び諸手続等の費用は、すべて受注者の負担とする。
8. 総合仮設計画	⊙ 要する　　・ 要しない
9. 足場 ・ 構台	・ 他工事　　⊙ 本工事
10. 仮囲い等危険防止措置	・ 他工事　　⊙ 本工事
11. 工事表示板等	監督員の指示及び工事の手引きによる。
12. 工事車両の出入り口	工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること 交通誘導員は適宜配置する。
13. 残 土 処 分	・ 構内指示の場所に敷均し　　・ 構内指示の場所に堆積　　・ 構外搬出適切処理
14. 他工事との取合い	・ 施工区分表による　　⊙ 図中記載による
15. 再 使 用 機 器	取外し再使用機器は、原則として清掃並びに絶縁抵抗測定を取外し前後で行った後、取り付けること。 但し、絶縁劣化等再使用に耐えない場合は、監督職員に報告すること。
16. 耐 震 施 工	設備機器の固定は、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」（２０１４年版）によるものとする。 （１）設計用標準震度（Ks） 機器毎の耐震安全性の分類及び設置場所により以下表より求める。 （ ）書きの数値は防振支持の機器の場合に適用する。 （２）耐震安全性の分類　　（・特定の施設　　⊙一般の施設） （３）地域係数（Z）　　地域係数（Z）は、1.0とする。
17. 合成樹脂製可とう 電 線 管	・ 環境対応型合成樹脂製可とう管（ＰＦ管）の一重管とする。 打込配管として使用する場合、原則として呼び径を22までとする。 また鉄筋等への結束や配管の支持を行う場合は、樹脂被覆を施したバインド線を用いること。
18. プレートの材質	・ 金属製（防水形配線器具を除く）　　・ 樹脂製
19. 露出配管等の塗装	屋内においては特記がなければ、F☆☆☆☆製品とし、屋外においても低VOC塗料の使用に努めること。
20. 呼 び 線	長さ　１ｍ　以上の入線しない電線管には電線太さ　１．２ｍｍ　以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
21. 表 示	スイッチ・コンセント及びプルボックスで用途の判別し難いものは、表示する。
22. 地中線埋設シート	地下埋設の線路には、標識シートを２倍長以上重ね合わせて布設するものとする。
23. 地 中 埋 設 標	電力用（矢指色：赤色）　・樹脂製　・コンクリート製　・鉄製 通信用（矢指色：黄色）　・樹脂製　・コンクリート製　・鉄製
24. 地 中 埋 設 配 管 （GL－600の場合）	 根切り深さが1.5m未満の場合は直堀工法とし、1.5m以上の場合には法付工法とする。 法付工法の法幅は、根切り深さに0.3を乗じたものとする。 床堀幅は、埋設管類などの外径（底面）の寸法にゆとり幅×2を加えたものとする。 ゆとり幅（ａ）及び埋設管相互の間隔（ｂ）は、下表を参照のこと。

ゆとり幅（a）	根切り深さ 1m未満	根切り深さ 1以上1.5m未満	根切り深さ 1.5m以上
地中電線管類	0．2m	0．4m	0．3m
地下埋設物	0．5m	0．5m	0．5m

埋設管の呼び径	間隔（b）（左右・上下）
５０以下	50mm
１５０〃	70mm
２００〃	100mm

25. 接　地　極	強電配線・弱電配線・その他配管等について、定められた離隔を考慮すること。 多条数設により埋設管同士を密着させる場合は、「JIS C 3653（附属書含む）」及び「電気設備に関する技術基準を定める省令」における関連事項に適合した資材の使用、及び施工を行うこと。 また、電線相互の接近により誘導障害が生じるおそれがある場合は、多条数設は行わないこと。 接地極の材料は下表による。接地極の近くに接地９０以上×１４０以上×１．０ｔ以上（黄銅製・刻印）を設置すること。なお、接地棒 EB（１４）φ の長さは１．５００mm以上とし、１０φ・１４φは、W＝４０として差し支えない。

接 地 の 種 別	記　号	接地抵抗値	接 地 極 ・注 記
共　　同	$E_{A\text{-}C\text{-}D}$	１０Ω以下	
共　　同	$E_{A\text{-}D}$	１０Ω以下	
Ａ　　種	E_A	１０Ω以下	
Ｂ　　種	E_B	１５０/１Ω以下	電気事業者へ確認
Ｃ　　種	E_C	１０Ω以下	
Ｄ　　種	E_D	１００Ω以下	ＥＬＣＢ共
雷 保 護 設 備	E_{LA}	１０Ω以下	
高 圧 避 雷 器	E_{LH}	１０Ω以下	
低 圧 避 雷 器	E_{LL}	１０Ω以下	
交 換 機 用	E_t	１０Ω以下	
本配線盤の保安装置	E_{At}	１０Ω以下	
電話引込口・アンテナ保安器	E_{Lt}	１００Ω以下	
拡 声 用 増 幅 器	E_{Dt}	１００Ω以下	
測　　定　　用	E_0	－	

26. 構 内 交 換 設 備 工 事 範 囲	避雷設備の接地抵抗値は、総合抵抗とする。 本工事における構内交換設備の工事範囲は、以下のとおりとする。 ・ 構内交換装置　　・ 電話機取付け ・ 配管配線まで本工事　　・ 配管のみ本工事　　・ 配線のみ本工事
27. 構内情報通信網設備 工 事 範 囲	本工事における構内情報通信網設備の工事範囲は、以下のとおりとする。 ・ 機器取付調整　　・ 配管配線まで本工事　　・ 配管配線まで本工事 ・ 配管のみ本工事
28. LANケーブルの種類・色	・ 幹線ＬＡＮ（ＣＡＴ６Ａ）：赤色　・認証ネットワーク：指定なし　・その他：指定なし
29. ガス漏れ警報装置 検　知　器	・ 液化石油ガス用　　・ 都市ガス用
30. 監視カメラ設備 工事範囲	・ 配管のみ本工事　　・機器取付調整、配管配線まで本工事
31. 防犯設備工事範囲	・ 配管のみ本工事　　・ 機器取付調整、配管配線まで本工事
32. 入退室管理設備 工事範囲	・ 配管のみ本工事　　・機器取付調整、配管配線まで本工事
33. 躯体貫通場所	躯体貫通箇所においては探査機を使用し、コンクリート内配筋を避け貫通すること。
34. 発電機回路コンセント	発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。 プレート色は監督員の指示による。
35. マンホール ハンドホール蓋	蓋中央部に県章を刻印すること。また、用途別に「高圧」「電気」「弱電」の刻印をすること。
36. プルボックス	屋外に設置するものには、事前に水抜き穴を設けること。
37. 撤去後の補修	機器類の撤去後の取付ボルト孔、変色等は監督員指示により補修を行う。
38. 屋外の支持金物	屋外の支持金物、ボルト及びナットなどは、溶融亜鉛メッキ仕上げ又はステンレス鋼製とする。
39. 建設副産物の処理について	資源の有効利用・環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制・再利用・適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別保管場所を設置し集積すること。 また、「再生資源の利用の促進に関する法律」・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 工事に際しては、工事着手時に「建設副産物処理計画書」、工事竣工時に「建設副産物処理結果報告書」（共に添付書類を含む）を提出すること。 有価物（スクラップ）については受注者責任の元、適切に処分を行うこと。処分を行った場合は、マニフェストと別に、有価物としての処分量が確認できる伝票等を添付すること。

指定副産物（原則として、再資源化施設へ持込むもの）	その他の副産物
が れ き 類 （コンクリート塊） （アスファルト コンクリート塊） 木　く　ず 建 設 発 生 土 汚　泥	廃 プ ラ ス チ ッ ク ガラス・陶磁器くず 廃 石 こ う ボ ー ド 金 属 く ず 繊 維 く ず

特別管理産業廃棄物

・廃　石　綿　等
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省 水・大気環境局大気環境課
「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」　環境省環境再生・資源循環局に従い、収集・運搬・処分を行うこと。

・廃　Ｐ　Ｃ　Ｂ　等
「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書を作成し届出を行うこと。また廃ＰＣＢについては、適切に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

※ 参考受入場所は、現場説明書による。

建設副産物の処理内容

処　理　内　容	備　考
現場内における分別	
現場内分別保管場所の設置	
現場内分別保管場所までの運搬	
分別保管場所からの積込み・運搬・処分	
「建設副産物の処理計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「建設副産物の処理結果報告書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用計画書」の作成	下請工事の場合は不要
「再生資源利用実施書」の作成	下請工事の場合は不要

40. 参考取付高さ　　建築工事の手引き（電気設備工事編）による。

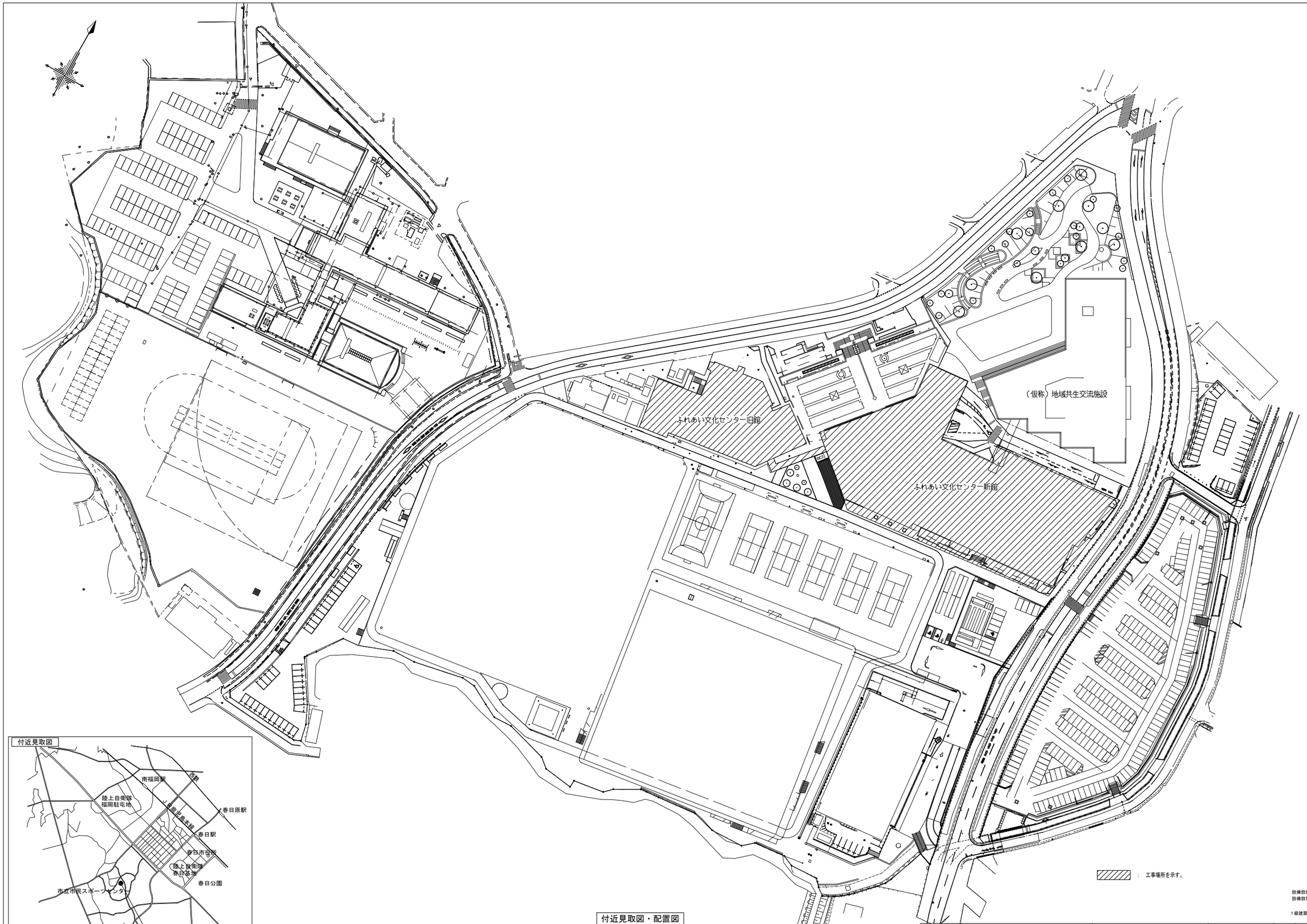
41. そ　の　他

・ 廃蛍光灯および廃水銀灯は、水銀使用製品産業廃棄物として処理すること。
⊙ 停電を伴う工事は、施設管理者と事前協議を十分した上で実施すること。
⊙ 施工の際は、分電盤対象回路を遮断すること。
⊙ 建築足場等により、自動点滅器が影に入る場合は、必要に応じて仮設措置を行うこと。
⊙ 本工事は、週休2日促進工事対象である。（詳細は現場説明書による。）
⊙ 入札時積算数量書活用方式対象工事である。
・ 余裕期間制度対象工事である。
・ 情報共有システム対象工事である。
⊙ 快適トイレ対象工事である。

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠
１級建築士登録大臣第 350116 号
野田　康立

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事（電気設備工事）							
図　名	電気設備工事　特記仕様書	縮尺 A1:N/S A3:N/S	図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
			E／01	意・構・㊙・設 令和８年　月　日				

株式会社手島建築設計事務所
１級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第１ー11499 号
１級建築士登録大臣第30194 号　手島　誠



付近見取図

付近見取図・配置図

：工事場所を示す。

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

1級建築士登録大臣第 350116 号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事（電気設備工事）	図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
図名	付近見取図・配置図	縮尺 A1:1/750 A3:1/1500	E／02 意・構・電・設	令和８年　月　日				

株式会社手島建築設計事務所
1級建築士事務所登録－福岡県知事登録第 1－11499 号
1級建築士登録大臣第 30194 号　手島　誠

N

X15 X13 X12 X11 X10 X9 X8 X7 X6 X5 X4 X3 X2 X1

104.905

11.905 7.400 7.400 7.400 7.400 7.400 7.400 8.100 8.100 8.100 8.100 8.100 8.100

800 6.600

Y13 Y12 Y10 Y8 Y7 Y6 Y5 Y4 Y3 Y2 Y1

18.000 5.000 6.000 7.400 4.505 7.865 7.865 7.865 18.000

2.200 2.800 5.300 8.100 8.100 4.500 7.400 46.500

多目的室C
準備室2
中研修室
倉庫
前室
W便所
M便所
準備室1
EV
DS
相談室
情報加工室
階段室A
倉庫
ミニホール
FL±0
調整室
アトリウム
上部
実習室B
収納庫
スタッフラウンジ
倉庫
湯沸
控室
更衣室
倉庫
階段室C
多目的室B
多目的室A
倉庫4
渡廊下
ミーティングルーム
団体連絡室
印刷室
倉庫
EXP.J
廊下1
EV
DS
階段室B
便所Q
便所O
便所P
廊下2
メンテナンススペース
投光室
音響調整室
ホワイエ
上部
映写室
客席 上部
調光室
メンテナンススペース
投光室
ステージ 上部
コンピューター室
ふれあいプラザ
上部
渡り廊下
水切端子以降(別途工事)
アルミ線接続まで本工事
枠組み足場（本工事）
空調機械室
空調機械室
発電気室
電気室
書庫
階段室E
リフト
湯沸室
更衣室
DPスタッフラウンジ
会議室
製本
印刷室
避書室
受入・整理室
階段室D
EV
EPS

※以降　地域共生交流施設図面参照

雷保護設備凡例

番号	記号	名称
1		突針　ＯＴ型
2		支持管　鋼管（ＳＴＫ４００）　溶融亜鉛めっき ４８．６φ（３．２ｔ）　２．５ｍ
3		支持管取付金物　コンクリート用※現場合わせ　（ケミカルアンカーの取付は別途工事）
4		アルミ線　２．０ × １９ アルミ線取付金物　水平＠＝６００　垂直＠＝１０００ Ａ－採用　Ｂ－外壁用　Ｃ-貼付用
5		既存導体用接続端子
6		水切端子
7		銅線　２．０ × １３　（ＰＦ２２）　埋込配管
8		鉄骨用接続端子　（プレートは材料支給の上、溶接は建築工事とする。）　※クランプタイプへの変更も可とする。
9		突針　（既存利用） 支持管　（既存利用）
10		アルミ導体　（既存利用）

※　ＪＩＳ　Ｚ　９２９０：２０１９の規定に基づく。

※ＪＩＳ　Ｚ　９２９０：２０１９　附属書Ａ　図Ａ．７より、

突角部の導体は３０mm以上突き出す。

※　ケミカルアンカーの取付は別途工事

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

１級建築士登録大臣第 350116号
野田　康立

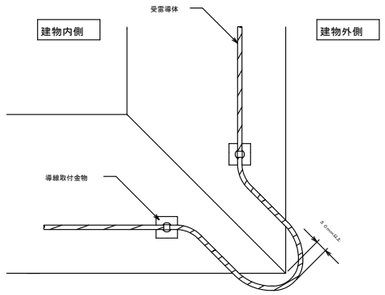
工事名称	ふれあい文化センター新館既存躯及改修工事 （電気設備工事）		図面番号		日付	照査	部長	担当	製図
図名	ふれあい文化センター新館 雷保護設備　2階平面図	縮尺 A1：1/200 A3：1/400	E／03	意・構・電・設	令和８年　月　日				

株式会社手島建築設計事務所

１級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第１ー11499 号
１級建築士登録大臣第80194 号　手島　誠

※ＪＩＳ　Ｚ　９２９０：２０１９　附属書Ａ　図Ａ．７より、

突角部の導体は３０mm以上突き出す。（図面赤丸部）



（参考図）

突角部の処理について

ふれあい文化センター新館　3階平面図

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

１級建築士登録大臣第 350116号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター新館既存躯及改修工事（電気設備工事）	図面番号		日付	照査	部長	担当	製図
		E／04	意・構・(電)・設	令和８年　月　日				
図名	ふれあい文化センター新館 雷保護設備　3階平面図	縮尺 A1：1/200 A3：1/400	株式会社手島建築設計事務所	１級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第１ー11499 号 １級建築士登録大臣第[illegible]94 号　手島　誠				

N

X15 X13 X12 X11 X10 X10' X9 X8 X7 X6 X5 X4 X3 X2 X1

104.905

11.905 7.400 7.400 8.200 6.600 7.400 7.400 8.100 8.100 8.100 8.100 8.100 8.100

Y13 Y12 Y8 Y7 Y5 Y3 Y1 Y8 Y6 Y4 Y2 Y1

18.000 11.000 7.400 4.505 7.865 7.865 7.865 8.100 8.100 4.500 7.400

10 4 B 5 9 A

フライギャラリー

ハト小屋

DS

消火補給水槽

採寸上部

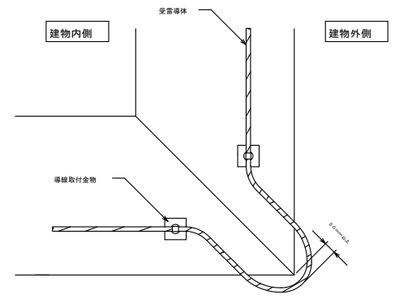
H=1500 新設

冷却塔置場上部

屋上

※ＪＩＳ Ｚ ９２９０：２０１９ 附属書Ａ 図Ａ．７より、

突角部の導体は３０mm以上突き出す。（図面赤丸部）



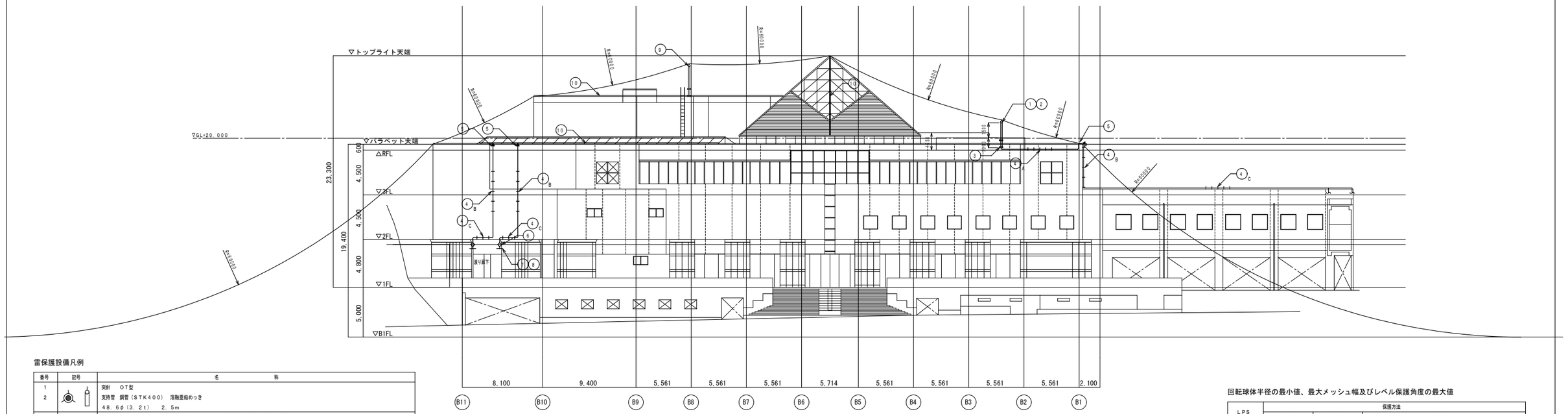
（参考図）

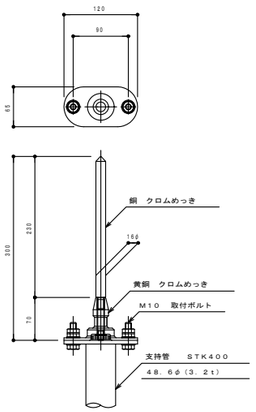
突角部の処理について

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島 誠

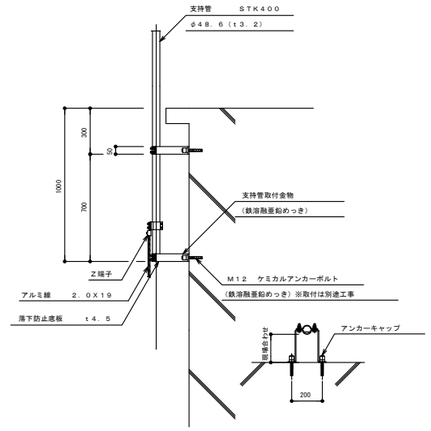
１級建築士登録大臣第 350116号
野田 康広

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遺及改修工事（電気設備工事）	図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
図名	ふれあい文化センター新館 雷保護設備 R階平面図	E／05 意・構・電・設	令和８年 月 日				
	縮尺 A1：1/200 A3：1/400	株式会社手島建築設計事務所	１級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第１ー11489 号				
			１級建築士登録大臣第8194 号 手島 誠				

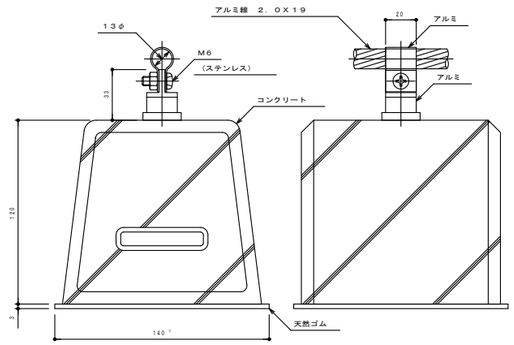

▽トップライト天端
▽GL+20.000
▽パラペット天端
△RFL
▽3FL
▽2FL
▽1FL
▽B1FL
23,300
600
4,500
4,500
19,400
4,800
5,000
R=60000
R=40000
R=80000
R=40000
R=40000
R=40



突針　OT型　　S＝1／5

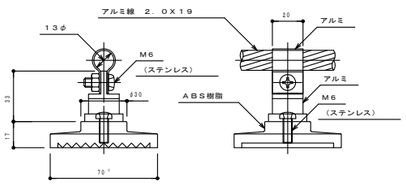


支持管取付図　　S＝1／20

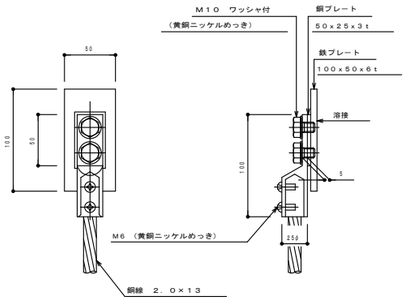


床用

アルミ線取付金物　　S＝1／2

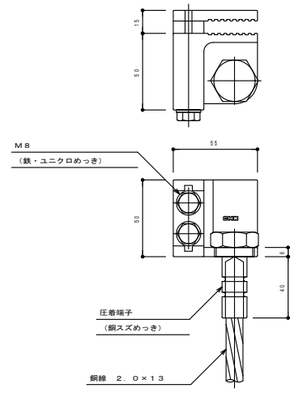


アルミ線取付金物　　S＝1／2



プレートは材料支給の上、溶接は建築工事とする。
鉄骨接続クランプに変更も可とする。

鉄骨用接続端子　　S＝1／3



鉄骨接続クランプ　　S＝1／2

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

1級建築士登録大臣第 350116 号
野田　直立

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事 （電気設備工事）		図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
			E／07	令和８年　月　日				
図名	ふれあい文化センター新館 雷保護設備　機器詳細図	縮尺 A1:NS A3:NS	株式会社手島建築設計事務所		1級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第 1ー11499 号 1級建築士登録大臣第 [illegible]194 号　手島　誠			

枠組み足場(本工事)

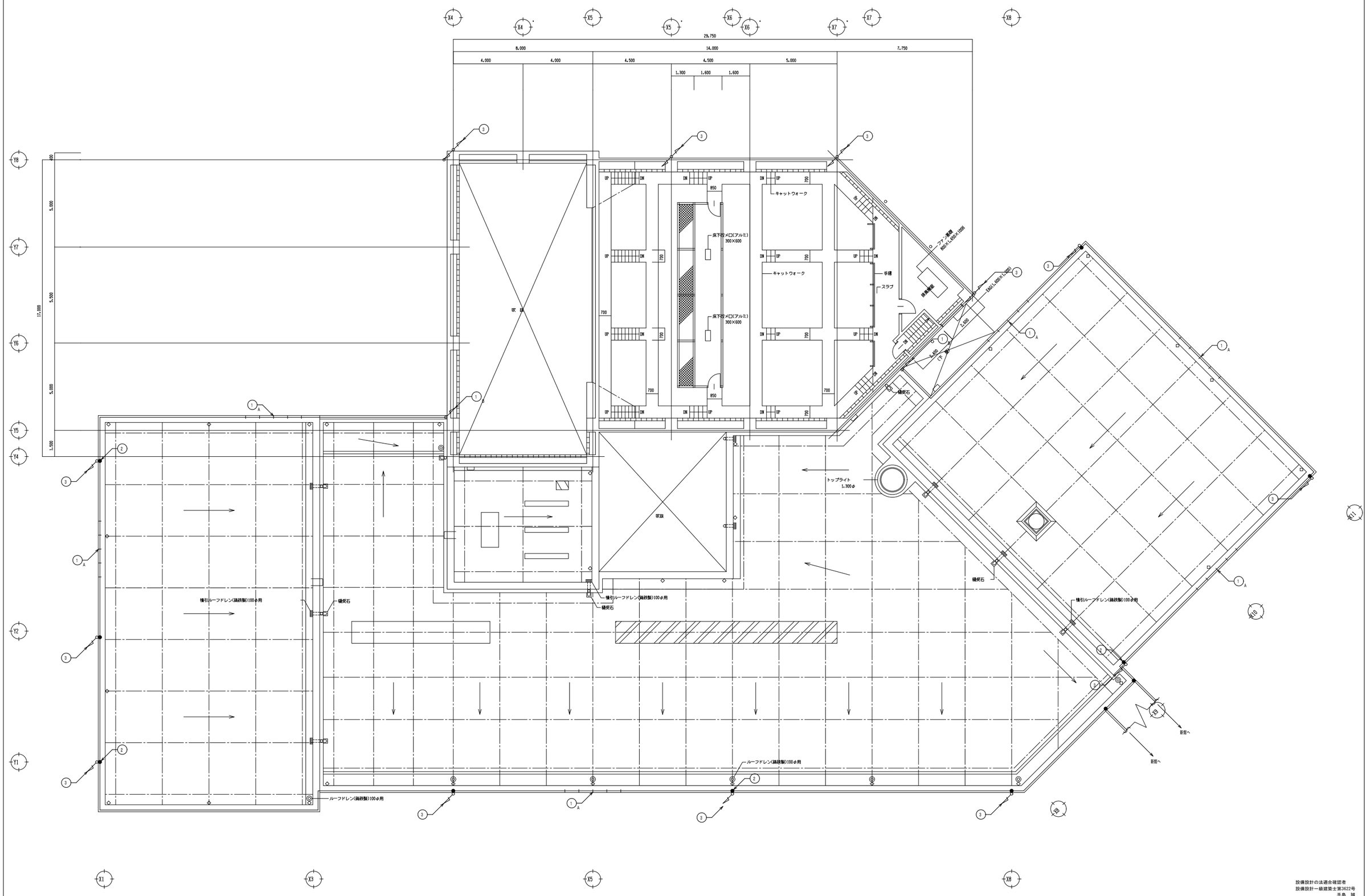
枠組み足場(本工事)

注 記
※1階土間スラブの部分は斫り、補修工事を行う
※配管工事等で必要箇所に本工事にて仮設足場を設ける

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島 誠
1級建築士登録大臣第350116号
野田 康広

ふれあい文化センター旧館 1階平面図

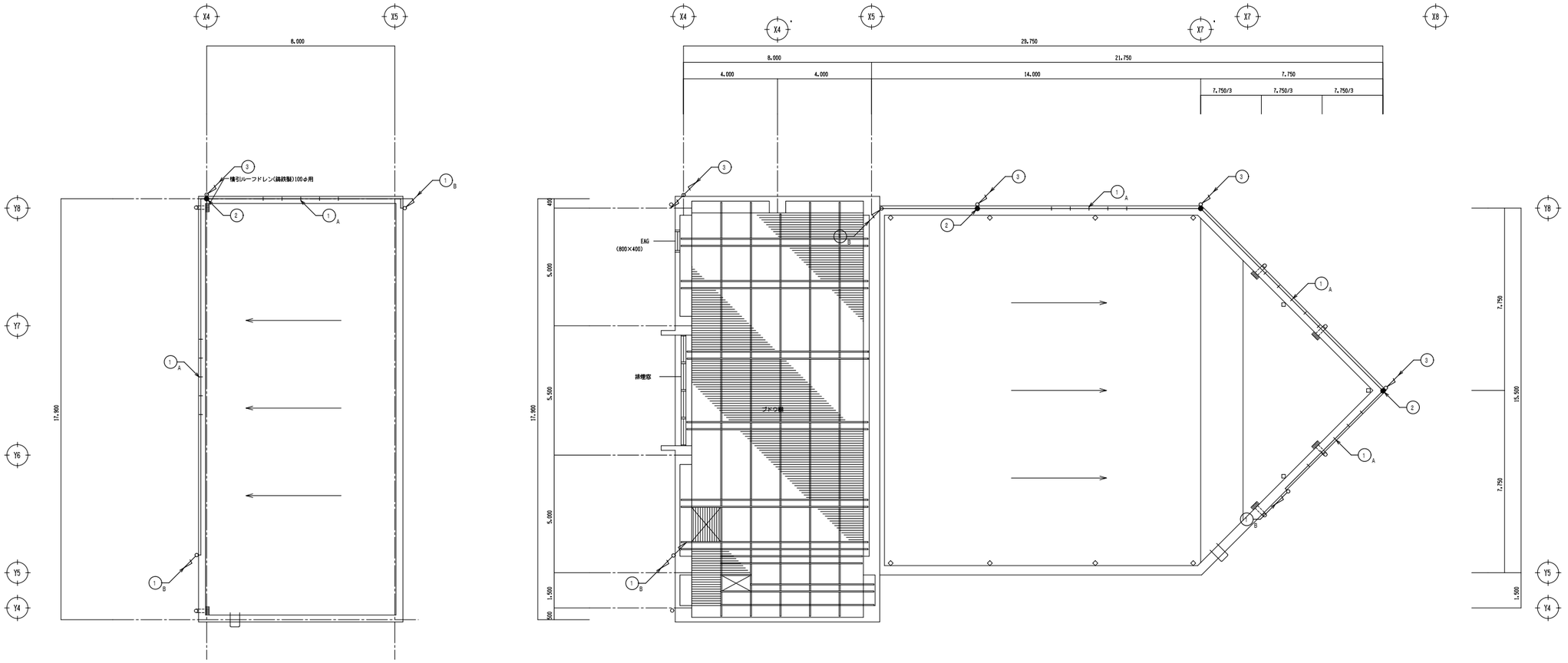
工事名称	ふれあい文化センター新館既存遺及改修工事（電気設備工事）	図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
図名	ふれあい文化センター旧館 雷保護設備 1階平面図	E／08 意・構・電・設	令和8年 月 日				
	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	株式会社手島建築設計事務所	1級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第1ー11489 号 1級建築士登録大臣第80194 号 手島 誠				



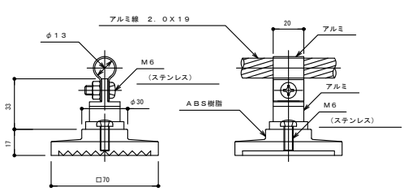
設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

1級建築士登録大臣第 350116号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遺及改修工事 (電気設備工事)	図面番号		日付	照査	部長	担当	製図
		E／09	意・構・電・設	令和８年　月　日				
図名	ふれあい文化センター旧館 雷保護設備　3階平面図	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	株式会社手島建築設計事務所	1級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第 1ー11489 号 1級建築士登録大臣第3194 号　手島　誠				

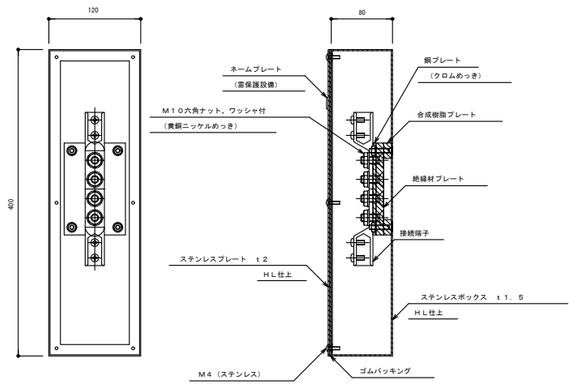


ふれあい文化センター旧館　R階平面図



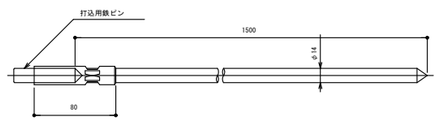
貼付用

アルミ線取付金物　　Ｓ＝１／２



露出用　２端子

端子ボックス　ＴＢ－ＳＳ１　　Ｓ＝１／４

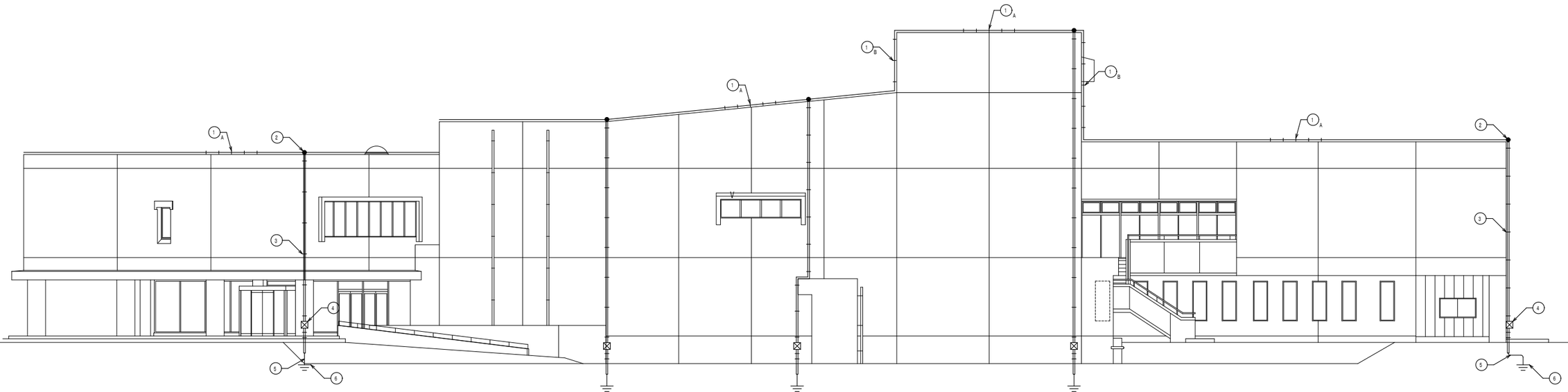


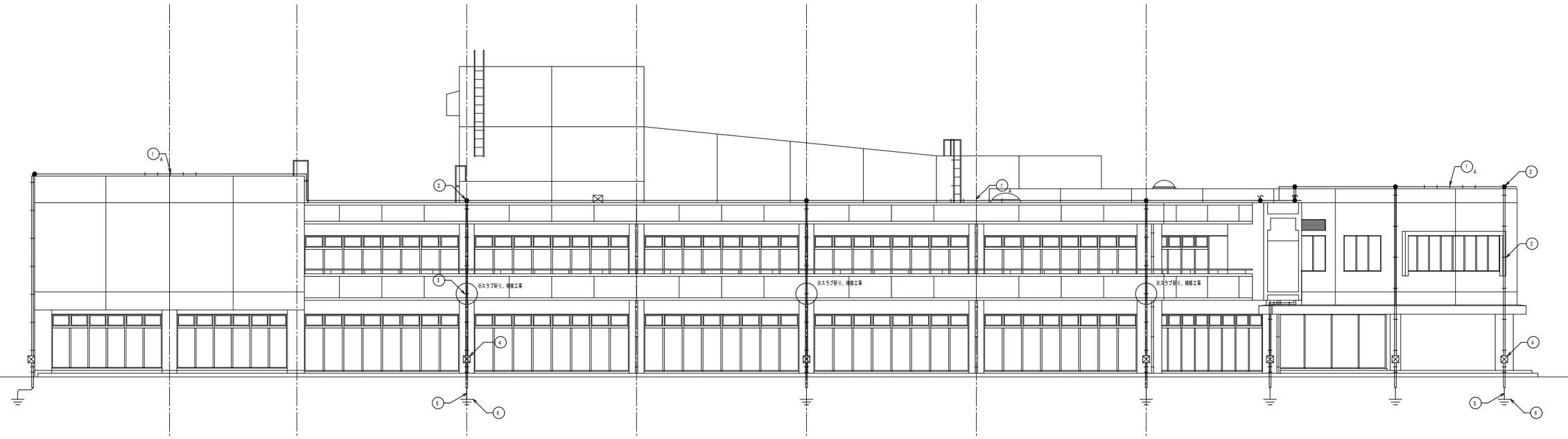
連結用アース棒　　Ｓ＝１／３

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠
１級建築士登録大臣第 350116 号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事 （電気設備工事）	図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
図名	ふれあい文化センター旧館 雷保護設備　R階平面図・機器姿図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	E／10　意・構・(電)・設	令和８年　月　日				

株式会社手島建築設計事務所
１級建築士事務所登録－福岡県知事登録第１－1489 号
１級建築士登録大臣第8194 号　手島　誠





ふれあい文化センター旧館　立面図（１）

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

１級建築士登録大臣第 350116号
野田　康立

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事 （電気設備工事）		図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
			E／09 意・構・㊧・設	令和８年　月　日				
図名	ふれあい文化センター旧館 雷保護設備　立面図（1）	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	株式会社手島建築設計事務所		１級建築士事務所登録ー福岡県知事登録第 1ー11489 号 １級建築士登録大臣第[illegible]194 号　手島　誠			

雷保護設備凡例

番号	記号	名称
1		アルミ線　２．０ × １９ アルミ線取付金物　水平@＝６００　垂直@＝１０００ Ａ－貼付用　Ｂ－外壁用
2	●	Ｔ型接続端子
3		保護管　（ＶＥ２８） 保護管取付金物
4	⊠	端子ボックス　露出用　２端子　（ステンレス製）　ＴＢ－ＳＳ１
5		銅線　２．０ × １３
6		接地極　連結式アース棒　１４φ × １５００ × ２本

※　ＪＩＳ　Ｚ　９２９０：２０１９の規定に基づく。

※　南側引下導線は、2階バルコニースラブ貫通とする。

※　スラブ貫通の際の斫り、補修等は別途工事とする。

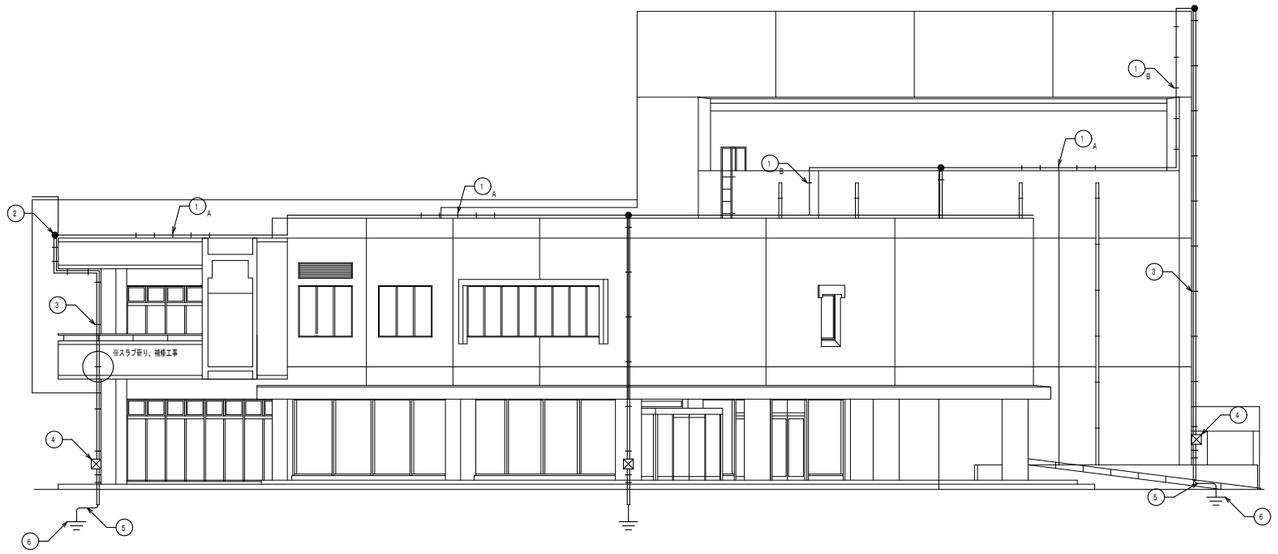
※　接地極埋設にかかる掘削、埋め戻し等は別途工事とする。

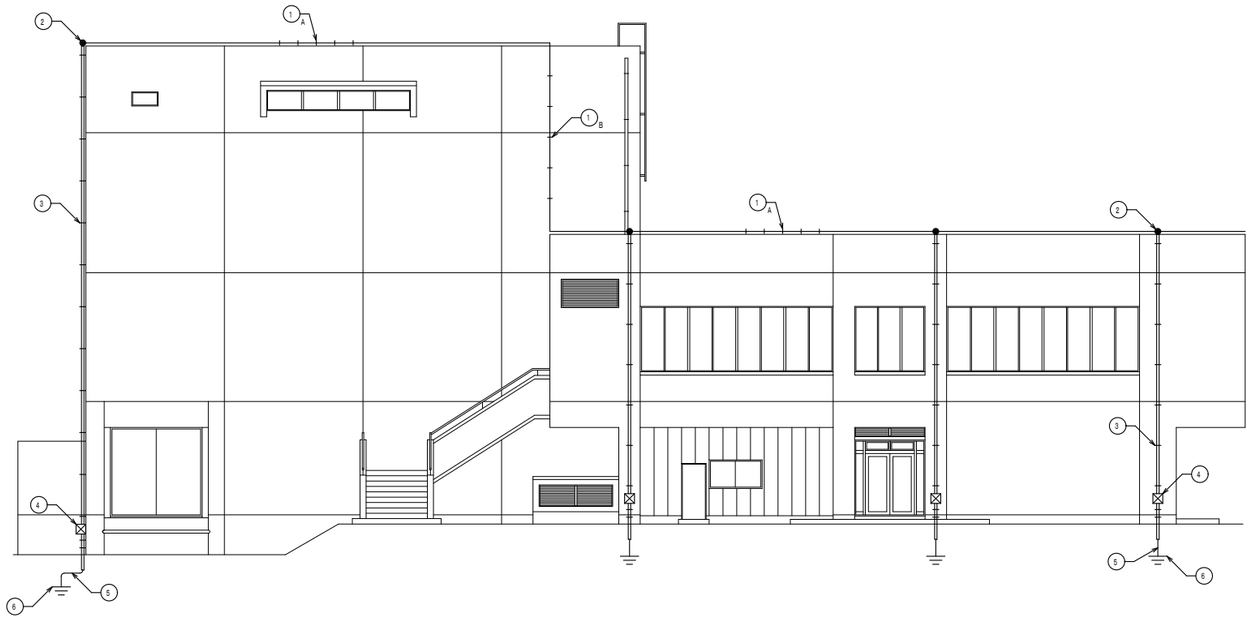
回転球体半径の最小値、最大メッシュ幅及びレベル保護角度の最大値

ＬＰＳ クラス	保護方法		
	回転球体半径 r （m）	メッシュ幅Wm （m）	保護角度 α （°）
Ⅳ	６０	２０×２０	受雷部の高さによって保護角度が異なる ＪＩＳＺ　図２又は表２Ａの保護角度を参照する

引下げ導線の間隔

ＬＰＳのクラス	平均間隔（m）
Ⅳ	２０





ふれあい文化センター旧館　立面図（２）

設備設計の法適合確認者
設備設計一級建築士第3622号
手島　誠

１級建築士登録大臣第 350116号
野田　康広

工事名称	ふれあい文化センター新館既存遡及改修工事 （電気設備工事）		図面番号	日付	照査	部長	担当	製図
図名	ふれあい文化センター旧館 雷保護設備　立面図（２）	縮尺 A1：1/100 A3：1/200	E／12　意・構・㊙・設	令和８年　月　日				

株式会社手島建築設計事務所

１級建築士事務所登録－福岡県知事登録第１－11489 号
１級建築士登録大臣第[illegible]94 号　手島　誠